

消 防 安 第 1 2 9 号  
平成 1 7 年 6 月 2 8 日

都道府県消防主管部長 殿  
東京消防庁・指定都市消防長 殿

### 消防庁防火安全室長

#### 平成 1 7 年 ( 1 月 ~ 3 月 ) における住宅火災による死者数の急増を 踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について

近年の住宅火災による死者数の急増等にかんがみ、平成 1 6 年の通常国会において消防法が改正され、新築住宅においては平成 1 8 年 6 月 1 日から、既存住宅においては市町村条例で定める日から、全ての住宅において住宅用防災機器の設置及び維持が行われることとなります。

しかしながら、本日当庁において発表した平成 1 7 年 ( 1 月 ~ 3 月 ) における火災の概要 ( 概数 ) によると、住宅火災による死者 ( 放火自殺者等を除く ) については、4 5 6 人で、前年同期と比べると 4 6 人の増加 (+11.2%) となり、1 割以上増加しています。また、昭和 6 1 年以来最多となっています。

については、下記事項を参考とし、住宅防火対策の推進に係る方策のうち緊急的に取り組むことが可能なものについて、速やかに実施して頂くようお願い致します。

なお、各都道府県消防主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知頂くようお願い致します。

### 記

#### 1 広報誌等を活用した広報・普及啓発活動

住宅用火災警報器等の設置・維持の義務付けに係る市町村火災予防条例の改正や高齢者等に係る住宅防火対策の重要性について、市報など地域の広報誌等を活用したり、消防本部等において広報用パンフレット、ポスター等を作成する等の機会をとらえて、平成 1 7 年 ( 1 月 ~ 3 月 ) の住宅火災による死者数の急増状況についても適切に情報提供を行うとともに、早期に住宅用火災警報器等を自主的に設置するよう働きかけること。

## 2 高齢者等災害時要援護者に対する防火訪問等の機会をとらえた広報・普及啓発

高齢者等災害時要援護者を中心として、次に掲げる機会をとらえて、住宅火災による死者数が急増していることの説明を行うとともに、早期に住宅用火災警報器等の自主的な設置を働きかけること。

- (1) 地域の老人クラブ等の諸組織と連携し、これら組織が実施する高齢者等災害時要援護者宅の訪問(例：防火訪問等)時
- (2) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等のリーダーの立場にある者に対する住民指導に係る講習
- (3) その他地域の実情に即して広範な機会（防災訓練後等の講評等）

## 3 報道機関の活用

今後、住宅火災により死者が発生した場合は、報道機関へ情報提供する等、積極的にマスコミの活用を図ること。その際、住宅用火災警報器等が設置されていない場合にあつては、消防法による住宅用火災警報器等の設置義務付け、住宅用火災警報器等が設置されていれば、死者の発生を防止できた可能性が高いことについても言及すること。